

食品新表示 切替え期間が終了します！

令和2年
4月1日から
新表示!

平成27年4月1日から施行された食品表示法に基づく新表示への切替え猶予期間が、令和2年3月31日で終了します。令和2年4月1日製造品からは完全に新表示へ切替わり、旧表示は使用できなくなります。

1日も早く消費者に新しい表示が届くよう、速やかな表示の切替えをお願いします。

●大きな変更点●

- ①食品のアレルギー表示の方法が変わります。
- ②食品添加物の表示方法が変わります。
- ③加工食品の栄養成分表示が義務化されます。
- ④全加工食品の原材料の産地が表示されます。[※]

※④のみ、令和4年4月1日から

相双保健福祉事務所（相双保健所）、相双農林事務所では、食品関連事業者の皆さまからの表示に関するご相談を受付けています。

包装資材を発注する前等に、改めて食品表示を確認して、新表示への切替えをお願いします。



名称
原材料名
添加物
内容量g
賞味期限	..年..月..日
保存方法
製造者

お問合せ先

相双保健福祉事務所（相双保健所）

衛生推進課 食品衛生チーム 電話 0244-26-1358

健康福祉部 健康増進課 電話 0244-26-1138

相双農林事務所

企画部 指導調整課 電話 0244-26-1155